



相続人に未成年の子供がいる

「未成年の子供とその親とで遺産分割の話し合いはできないと言われた」

相続人が未成年の子供とその親である場合、そのままでは遺産分割の話し合いはできません。これは、未成年者の法定代理人である親が、子供の立場と親自身の両方の立場で話し合いをすることは、子供と利益と親の利益とが対立して、いわゆる利益相反の状態になるからです。このような場合、子供については、家庭裁判所で、遺産分割についての特別代理人を選任する必要があります。

不動産を購入したいが差押えられている

「気に入った不動産があるが、差押えの登記があり、不安だ」

不動産を売却する理由はさまざまですが、中には、不動産を売却したお金で借入金や税金の支払いに充てる場合もあります。購入したい不動産に差押えや仮処分などの登記がされている場合、その不動産の購入を検討している方は、こうした差押えなどの登記を抹消して、きれいな状態で不動産を取得することができるのか心配になるのは当然です。

震災被災者等に対する法律相談

～平成23年5月28日・29日～

平成23年5月28～29日、東日本大震災にともなう宮城県内臨時相談会の相談員の一人として、宮城県に行きましての報告します。

私が担当した仙南相談センターは、宮城県南部の大河原駅の目の前に位置します。

相談日初日に、現地の司法書士から話を聞くと、「この相談センター付近は比較的内陸部に位置するため、震災の影響は殆どないが、沿岸部は壊滅の状態でも当てられない状態となっている。この大河原駅付近の商店街も、物資が全く届かず、5月のゴールデンウィークまでは殆どが休業状態

で営業ができる状態ではなかった」とのことでした。

1日目の相談件数は数件でしたが、30才半ば程の夫婦から、もしもの時のために、まだ幼い子供に遺言を残したいという相談をうけ、震災の影響で死を身近に実感し、死生感が変わったのだろうか？と少し考えてしまいました。

29日は、朝早起きして、震災の影響の酷かった宮城県岩沼市に行くこととし、JR東北線を利用して岩沼駅まで行き、そこからタクシーで沿岸部まで行きました。

海岸近くの建物は、壁が津波で破壊され、建物内は、荷物が氾濫している状態でした。

このあたりは、津波の被害に遭うまでは、田畑が広がっていたらしいのですが、現在は塩害で、農業を再開するメドはたっていません。自然の恐ろしさを痛感し、少しでも早い復興を願わずにはいられない気持ちにさせられる一日となりました。

改めて復興で被害に遭った方々の冥福を祈りたいと思います。

(の)



法務担当者講座 株券の廃止

1 はじめに

株券の電子化に伴い、株券の紛失・盗難等のリスク回避及び株券管理の省力化のため、定款を変更して株券不発行としたいという相談を受けることがあります。

株券不発行会社に移行することにより、今まで発行していた株券は無効となりますが、書面としての株券が無くなるのみで、株主各位の権利義務に何ら影響を与えるものではありません。

従って、従来どおりの権利義務が維持されますので、株主総会での議決権、剰余金の配当等の権利や出資責任を失うことはありません。

一方、書面による株券発行の手續費用等を省略でき、実務における効率化をはかることができます。

しかしながら、株券不発行会社とするには定款変更が必須であるため、株主総会の決議を経て、現在発行中の株券が無効となる旨の公告及び各株主への通知を行う必要があります。

少々手續が煩雑となりますので、皆様に、株券不発行会社とするための一連の流れを大まかではありますが、現に株券を発行している会社を例として説明致します。

2 株主総会における定款変更決議

前述のとおり、株券不発行会社とするには株主総会の特別決議を経て、定款変更する必要があります。

特別決議の議決要件は、原則として、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要となります。

そこで、事前に株主の理解を得るため、株券不発行会社に変更しても、株主各位には、なんらリスクが生じないことの説明をしておくことが望ましいです。

3 株券不発行会社となる旨の公告・通知

株券不発行会社となることを、会社の定款に定められた公告方法によって行う必要があります。

さらに、各株主への個別通知を行うことも必要です。

これらの公告・通知は、株券不発行会社となる効力発生日の2週間前までに行う必要があります。

4 登記申請手續

株券不発行会社とする旨の定め効力発生日から2週間以内に、登記申請手續を行う必要があります。

ます。

登記申請手續に必要な書類は、下記のとおり3点となります。

- 1 株主総会議事録
- 2 公告したことを証する書面
- 3 委任状

5 終わりに

今回説明させていただいた一連の流れは、現実に株券を発行している会社となります。

株券発行会社であっても、現実に株券を発行していない会社の場合は、若干、流れが異なりますのでご承知おきください。

株主総会の決議

公告

株主への個別通知

効力発生

登記申請手續



ふるふーる



野々垣守道

(ののがきもりみち)

昭和53年8月19日生

しし座 血液型 A

蒲小、丸塚中、浜松西高、花園大学出身

梅雨が明け夏の甲子園の静岡県大会予選が始まりました。

十数年前、私も高校球児として野球部に所属していました。

今年は、その母校が夏の前哨戦となる春の西部大会では強豪常葉菊川に勝利し、西部大会優勝、県大会では3位という好成績を収め、夏の県大会は、第3シードとして2回戦から出場しています。

上位進出、もしくは甲子園出場! ? という期待を膨らませながら、7月16日(日)、浜松球場に、母校の野球観戦に行ったところ、5回コールドで勝利し、今後の活躍も十分期待できる内容でした。

残念ながら、次の3回戦では、敗退してしまいましたが、来年も夢の続きを見に観戦に行きたいと思います。



お問い合わせは・・・

司法書士法人中央合同事務所
 司法書士 古橋 清二
 司法書士 本木 敦
 司法書士 野々垣守道
 430-0929
 浜松市中区中央2-12-5
 TEL 053-458-1551
 FAX 053-458-1444
 sfuru@siren.ocn.ne.jp

知っておきたい専門知識 **緊急時の売掛金回収**

自力救済は禁止

自力救済とは、自分の権利が侵害されたときに、法的手続きによらないでそれを回復すべく活動することを言います。我が国は法治国家ですので、いかに自分の権利が侵害されたとしても、法的手続きによらずに力づくで権利を実現することは許されません。そこで、取引先に倒産等の徴候が見られた場合、速やかに売掛金を回収する法手続について考えてみましょう。

仮差押え申立

仮差押えとは、訴訟手続前又は訴訟手続中において、判決確定を待っている債務者の倒産などにより金銭債権の回収ができなくなるおそれがある場合に、債務者の財産に一定の制約を加え、判決を取得した後の強制執行手続の実効性を保全する手続です。仮差押えによって制約を加える(仮差押えをする)財産としては、債務者の預金、債務者の第三者に対する売掛金

や敷金返還請求権、不動産などが考えられます。

もっとも、仮差押えの申立をする際には、預金であれば、「銀行 支店の預金」という具合に、具体的に仮差押えすべき財産を特定する必要があります。したがって、普段から、取引先の様々な情報を入手しておく必要があります。

即決和解

正式には「起訴前の和解」と言いますが、当事者双方が、あることについて、和解の段階に達した場合に、裁判所で和解調書として記録に残す手続です。もしも相手方が和解の内容を守らない場合は強制執行を申立てることも可能です。

即決和解を申立てるには債務者と和解の段階に達していることが必要ですから、債務者と分割払いの合意ができたときなどに利用することができます。したがって、この点は公正証書(当事者双方が公証人に依頼して作成する文書)

と似ています。しかし、公正証書が原則として金銭の支払についてしか強制執行をすることができないのに対し、即決和解は、「自動車で代物弁済する」など、金銭の以外の強制執行も可能であるのが特徴です。

債権譲渡

債務者の第三者に対する売掛金等の債権の譲渡を受けるという方法も有効な債権回収手段です。もっとも、この方法も債務者との間で合意することが必要となります。

債権譲渡の手続は、債権の譲渡人が譲渡債権の債務者(「第三債務者」と言われています)に通知等をする方法と、第三債務者にはわからないように債権譲渡登記をする方法があります。

状況に応じた対応が必要

以上の他にも相殺を用いた回収方法などが考えられますが、いずれにしても、状況を適切に判断して手続を選択する必要があります。

事件簿 **競馬情報**

インターネットが身近に感じられるようになって久しいですが、最近ではインターネットを利用して競馬情報やパチンコ情報を売買されることがあります。

今回の依頼者の方は、インターネットサイトで競馬情報を販売する会社を見つけました。ここでは競馬情報を、競馬について高確率の的中実績と安心の返金システムを謳って提供される競馬の予想結果情報、と考えます。また、その会社のサイトには外れた場合には「100%返金保証」が謳われていました。この方は、予め、直接競馬情報販売会社に電話してその旨を確認しました。そして、安心して、その会社の指示どおり、20万円を送金しました。その後、その会社からメールが届き、返金保

証の特典は、定員枠より漏れたため、返金を求めることはできなくなったと連絡がありました。そして、この方は、競馬情報販売会社から提供を受けていた競馬情報で競馬券を購入しましたが、不的中でした。

そもそも、競馬は射倖性の高いものですので、利益を上げることができるか否かは偶然によります。このため、競馬情報自体、極めて不確実な事項といえます。このような、将来において不確実な事項について販売し、それに対価を支払わせることは公序良俗に反し無効といえます。

仮に公序良俗違反とまでは言えなくても、提供された競馬情報を利用して競馬券を購入したにもかかわらず不的中であったことが

ら、全く虚偽のものであったことは明らかといえます。

そして、サイトや電話において競馬情報を利用すれば競馬で確実に利益を上げることができるという錯誤に陥らせて、これによって金銭を詐取したものとえるので、詐欺による取消ができる事案ともいえます。

結局、この事案は裁判となり、この方の言い分が全て認められる判決ができました。しかし、残念ながらこの競馬情報販売会社は行方を眩まし、この方の支払った20万円の回収は未だに実現していません。

